

大都市制度（特別区設置）協議会

《第30回議事録》

■日 時：令和元年12月10日(火) 13:00～14:36

■場 所：大阪府庁 大阪府議会 第1委員会室

■出席者：今井豊会長、吉村洋文委員、松井一郎委員、三田勝久委員、河崎大樹委員、
(名簿順)横山英幸委員、紀田馨委員、杉本太平委員、原田亮委員、肥後洋一朗委員、
中村広美委員、広田和美委員、山下昌彦委員、守島正委員、藤田あきら委員、
北野妙子委員、川嶋広稔委員、西崎照明委員、山田正和委員、山中智子委員

(今井会長)

定刻となりましたので、第30回大都市制度（特別区設置）協議会を開催いたします。

まず、定足数の確認ですが、本日は2分の1以上の委員にご出席いただいておりますので、協議会規約第6条第4項に基づく定足数に達し、会議が成立いたしておりますことをご報告申し上げます。

それでは、前回に引き続き委員間協議を行ってまいります。本日は、再協議としていた財源配分と、前回の協議会でご意見のあったIR収入金の配分と万博会場建設費の取り扱い、そして将来の庁舎整備にかかわる財政負担の調整についての協議をお願いしたいと思います。

なお、お手元には、本日の附属資料とは別に、資料5として会長提出資料をご配付しております。

先日の代表者会議でも申し上げましたが、本日の協議会結果を本資料に反映させた上で、次回の協議会では特別区設置協定書案の作成に向けた基本的方向性を確認、起立採決していきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

本日は、これまでの協議の振り返りなども含め、各会派で十分な協議時間が必要との観点から、未定稿のものではありますが事前配付をいたしております。

それでは、協議を始めさせていただきますが、本協議会は多くの府民、市民の皆様方がインターネット配信を視聴されております。発言される場合は、まずは挙手をしていただきまして、私が指名をいたしましてからマイクを通してご発言のほど、よろしく願いをいたします。

それでは、財源配分についての協議に入りたいと思います。

財源配分の協議については、前々回の協議会で委員間協議を実施したところですが、公明会派から特別区への財源配分の充実についてご意見があり、知事にも検討いただくことになったことから、再協議としたところです。

それでは、附属資料Hを作成いただいておりますので、簡単に説明させていただきます。事務局、よろしく願いいたします。榎下部長。

(事務局：榎下制度企画担当部長)

資料1、論点ペーパー附属資料H、特別区への財源配分の充実についてご説明いたしま

す。

表紙をおめくりください。

財源配分に関する素案の考え方では、特別区と大阪府の配分割合につきまして、双方が住民サービスを適切に実施できるよう、事務の分担に応じて財源を配分することとして、具体的には決算額の積み上げによって算出した割合を3カ年分平均して配分割合を決定することとしております。

第28回協議会では、こうした財源配分に関する委員間協議の中で、制度移行後、特別区で住民サービスを維持、拡充させることが必然であり、財源確保が重要、またあるいは、特別区、大阪府それぞれに事務と財源がセットで移転する制度設計は高く評価するが、その一方で財源基盤が重要との観点は一定理解できるとのご意見がございました。

これを踏まえまして、考え方といたしまして、事務の分担に応じて財源を配分することを基本としつつ、特別区設置期において住民サービスをより安定的に提供できるよう、知事とも十分相談しながら、特別区に対して追加的な財源配分の措置を講ずる方向で検討いたしました。

2ページをご覧ください。

特別区の財源充実の内容は2点です。

1点目は、決算額の積み上げに基づく過去3年間の平均値を基本割合とした上で、特別区の設置から10年にわたり各年度20億円規模の財源を追加配分いたします。

2点目は、市立高校の大阪府への移管により、特別区の財源を継続的に充実いたします。現在、市立高校につきましては、令和4年度の移管に向けて府市間で調整が進められておりますけれども、移管前の年度における決算額の積み上げに際して、この影響額を勘案した上で財政調整財源の配分割合を算定することとします。影響額につきましては、各年度17億円程度と試算をいたしております。

この2点を合わせますと、現在お示ししている特別区素案と比べまして、特別区設置後の10年間、各年度で37億円規模の財源充実が図られることとなります。

また、累計では、特別区設置後15年間で総額455億円となります。これらは特別区の判断で自由に活用できる財源となります。

ページをおめくりいただいて、3ページをご覧ください。

特別区設置後10年間の特別加算分の財源の流れをイメージ図でお示ししております。下の枠囲みに記載のとおり、大阪府への配分財源は、本来の配分割合に基づき一般会計へ一旦繰り出しを行います。府知事は、配分された財源等をマネジメントし、現在、大阪市が担っている広域的な役割を果たすための事業や、財政調整交付金の特別加算の財源を確保いたします。その上で、特別加算分として、府の一般会計から財政調整特別会計を經由して、本来分と一体の財政調整交付金として各特別区に交付することとして透明性を図ります。

4ページには、参考として、特別区への財源配分の充実措置による大阪府への影響を仮試算したものをお示ししておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

よろしく願いいたします。

(今井会長)

ありがとうございました。

それではご意見をお願いしたいと思います。

横山委員。

(横山委員)

大阪維新の会、府会議員の横山でございます。

特別区の財源配分案について一言申し上げます。

もともとの素案においても府と特別区の事務の分担に応じて財源を配分するというところで、住民サービスはしっかりと維持される仕組みになっていました。今回提示のあったこの措置を講ずれば、この財源をもとに初期コストをカバーしながら、住民サービスをさらに安定的に維持することが可能となります。特別区の住民サービスの維持をより確実にしながら、さらに、府立高校移管分も含めて、サービス向上につながる財源が確保されたということは、非常に大きいというふうに思っております。

当案に賛成するところです。

(今井会長)

次、ほかありませんか。

川嶋委員。

(川嶋委員)

すみません、自民党の川嶋です。

資料の配付とパネルの掲示の許可をお願いします。

(今井会長)

資料とパネル、よろしくをお願いします。

(川嶋委員)

1枚目のパネルというか、資料なんですけれども、先ほどの資料Hのページでいきますと3ページなんですけど、これを見てると、繰り出しが一般会計に入り、その下から特別加算分ということで、特別会計のところを超えて、この特別区財政調整交付金ということで、各特別区の一般会計に入っていくという流れなんですけれども、我々、前回もこの図を示させてもらってますけれども、本来、財源の用意なしということで、行政コストが増大する分、これ基準財政需要額の不足する分の200億円、また職員の問題であったりとか、また新庁舎建設コスト、特別区設置コストということをおっしゃっていただいております。

今回、20億ということですので、これが実際どこから出てくるのかということなんですけど、とりあえず今はここから、厳密に言うところの広域の財源から、うち20億が10年間、この財源の用意なしのところにいくのかなとは思いますが、まず、この点について事務局にお伺いをしたいんですけれども、要は、この20億というのは、要は大阪府の一般財源が減るという認識でいいのでしょうか。

(今井会長)

榎下部長。

(事務局：榎下制度企画担当部長)

一旦、事務分担に応じた財源配分で財政調整財源を配分して、その分、大阪府分を大阪府の一般会計へ入れます。府財政トータルでマネジメントする中で、そのうち一般財源について財調特会経由して特別区へ配分するということになります。

(今井会長)

川嶋委員。

(川嶋委員)

その場合、一般財源へ結局入ってから、簡単に言えば、ほかの市町村への影響、出るんですか、出ないんですか。

(今井会長)

榎下部長。

(事務局：榎下制度企画担当部長)

影響が出ないように、大阪府として財政マネジメントをしていくことになるんだと思います。

(今井会長)

川嶋委員。

(川嶋委員)

マネジメントという言葉なんで、またこの辺は後ほどとさせていただいて、我々としては、やはり財源の用意がない部分が非常に多くて、これでは足りないというふうに感じておりますので、まずこの点を指摘させていただきます。

次のパネルなんですけれども、ずっと私たち、この基準財政需要額のことを言ってるんですけれども、この20億というのも非常に根拠っていうものが乏しいんですけど、やっぱり原点に立ち戻って考えていくべきだと思ってまして、左が大阪の特別区、右が東京の特別区ということで作らせていただいておりますけれども、概ね基準財政需要額というものが同じような規模の形にしてるんですけれども、同じような形で、左の基準財政需要額については、実際、国基準から、赤い矢印で下がっていきますけれども、府市合算の算定ということで、交付税の中では言われておりますので、スケールデメリット分が下がってくると、ですので、右の基準財政需要額は、収入額と財政調整財源がその差額を埋めるということですので、結果的に基準財政収入額と留保財源で、大阪特別区の財源は大体これぐらいのイメージかなと思うんですね。

逆に右、東京の場合は、標準税収が大阪の特別区よりも大きくなりますので、基準財政

収入額も大きくなる、留保財源も当然大きくなるという中で、そして、基準財政需要額がね、国基準があるんですけども、東京都の場合は国基準よりも、本来、留保財源というのは市町村25%ですので、25%のその10%分はもともと需要で積み、さらに東京都から上乗せ分の施策の分ということで積み、結果的にその差額を財政調整財源で埋めると、東京の特別区の財源というのはイメージ的には非常に幅が広がるわけですね。

ですので、こういうことをしっかりと考えていくと、この20億で本当に足り……我々としては、この左の大阪の特別区でいくと、20億で本当に、それで先ほど言ってるような本当に市民サービスの充実・拡充につながるのかどうかというのを非常に不安に思っておりますので、まずこの点は指摘をさせていただきます。

あわせて、もう一枚めくっていただくと、本来、大都市特例事務というのが政令指定都市にありまして、税制上の措置不足というものがございます。税制上の措置不足というのが、本来権限があるんですけども、地方自治法に基づくものであったりとか、その他の法令に基づくものというものがああります、また、国・府道の管理というものがあありますけれども、この部分に関しては、30年の大阪市の予算の規模でいきますと469億円、これが特例事務にかかわる一般財源等の所要額なんですけれども、実際、この右側にあります同左税制上の措置ということでいくと、税制上の措置済みが137億円、29.2%ですので、332億円税制上の措置不足額が生じております。この措置不足が起きてる中で、大阪市の対してもやっぱり非常に、先ほどの図で申しあげましたような基準財政需要額というところから、きちっと、この20億の根拠、20億が正しいのかどうかというのを考えないと、とんでもないことになる、そのことをまず2つ目として指摘をさせていただきます。

あわせてちょっと申しあげておきたいんですけども、そもそも大阪市、その次のパネルなんですけれども、大阪市は、市域内での税収のうち、還元率というのは非常に少ないんです。ちなみに次のペーパーの、還元率を書いておきますけれども、左が市域内の税収の配分状況、すみません、これホームページで見ても平成21年度で終わってまして、それ以来、大阪市財政の現状という資料には載ってないので平成21年のものから先はないんですけども、イメージ的にはやっぱり、この右側にあります還元状況でいきますと、市税はそのまま、府税からは5,674億円分の1,359億円、また国からは2兆7,791億円から5,447億円ということで、合計1兆3,042億円、32.9%の還元率になりますので、非常にやっぱり大阪としても財政的には厳しい状況にあります。

だから、この状況踏まえて、先ほどの措置不足も踏まえて、そしてその前の基準財政需要額を埋めるこの地方交付税制度の財政調整の考え方を踏まえると、この20億円が、こんなんでほんまに足りるんですかということをお願いしておきたいと思っております。あわせて、その20億の根拠がないのではないかと考えております。

そういうことで、ちなみに、この特例加算の20億円の根拠とこの理由というのがあるなら、すみません、事務局、教えていただけますか。

(今井会長)

榎下部長。

(事務局：榎下制度企画担当部長)

今回の措置についての趣旨については、また繰り返しになりますが、基本的に、財政調整制度、事務に応じた財源配分でもって住民サービスが適切に維持できるというふうに考えております。その上で、特別区設置期におけます特別区の住民サービスの安定的な運営に資するために、追加的に財源を措置しようということでございます。その上で、規模の設定につきましては、直接コストを支援するという趣旨ではございませんが、イニシャルコスト、あるいはランニングコストを一定期間見まして、それを勘案して金額を設定していると、そういう考え方でございます。

(今井会長)

川嶋委員。

(川嶋委員)

そういうことをおっしゃるんですけど、基本的に、この金額では当然足りないということ、特別区側の、特別区になる側の立場から見て指摘をさせていただきます。当然、20億では、先ほどご指摘したような点でいくと全然足りません。当然、また10年ということで行きますけれども、恒久的に配分をすべき、このように思っております。

ちなみに、すみません、公明党さんは20億で良いと思っはるのかなと、また後ほど聞かせてもらいますけれども、公明党さんのお話の後でまた質問させていただきたいと思えますけれども、本当に20億で足りるのかというのは非常に問題だと思います。

もう一つ、すみません、高校の移管分の配分のこの分ですけれども、これはそもそも公明党さんのご指摘があってそして検討された分ですけれども、これは、今、都構想に、特別区設置にいくまでに高校の移管がなかったら、この分はもう府に持っていくという理解でよろしいんですか、先ほどの説明からすると、事務局、すみません。

(今井会長)

榎下部長。

(事務局：榎下制度企画担当部長)

仮に特別区設置までに府への移管がなかったということになりますと、市として市立高校を運営しておられて、その経費が市の決算で出てきますので、通常の財源配分、財政調整のルールどおり、事務は府へ移管して、それ相当の調整財源を府に移管すると、そういう流れになるというふうに考えております。

(今井会長)

川嶋委員。

(川嶋委員)

その辺が制度の変更によって考え方が変わるという、その矛盾点を非常に疑問に感じておりますので、この点についてもおかしいということをおし上げておきたいと思えます。

またちょっと後ほど、ちょっと長くなったので、また改めてさせていただきます。とりあえず、ここで一旦終了させていただきます。

(今井会長)

ほかご意見ございますか。

西崎委員。

(西崎委員)

公明の西崎でございます。

前回の協議会で我が会派から、より安定した住民サービスを提供するため、この素案を超える財源配分について追加提案いたしました。そして今回、事務に応じた財源配分は素案のままではありますが、特別区の設置から10年間は年間で20億円の追加配分が示されています。

また、市立高校移管分について、まだ府市両議会では議決されていませんけれども、仮にそうなった場合は年間17億円が府税で対応することが明確化されております。

当初の素案と比べれば、大阪府税から対応することになり、より安定した住民サービスに充てる財源となると考えられ、一定評価しております。

その上で、追加配分が終了するこの10年後の財政状況につきましては、見通しが不明なこともありまして、大阪府・特別区協議会で議論するなど、その後も特別区への配慮がなされるようにしてもらいたいというようなことを一言申し添えておきます。

以上でございます。

(今井会長)

肥後委員。

(肥後委員)

特別区財源の充実について、1点確認をさせていただきたいと思います。

今、西崎委員から申し上げたとおり、我が党としましては、本日示された素案を超える財源配分によって、特別区における安定した住民サービスの維持に必要な財源が、概ね確保できるようになったというふうには一定評価をしております。

ただ、府議会の立場からすれば少し気になるのは、府の事業や府内の他の市町村への影響があるのではないかというふうに考えます。厳しい府の財政状況が続く中で、特別区設置当初10年間は各年度37億円、それ以降も各年度17億円の特別区の財源配分が行われることとなります。

資料の最後にある府の財政シミュレーションでも見てとれますように、大阪府側にそれ相応の影響が出てくることとなりますが、この点、吉村知事、どのように認識しておられるのか、お願いしたいと思います。

(今井会長)

吉村委員。

(吉村委員)

まず、川嶋委員もいろいろ指摘されたんですけど、この素案において、仕事と一緒に財源を移転させる、これが基本的な素案の考え方です。つまり、事務と一緒に財源も移転させる、それで割合を決定してるというのが素案の基本的な考え方です。なので、これで十分、特別区において住民サービスを提供することができるというふうに考えています。まずこれが大前提。

その大前提の上で、今回、いわゆる政治家同士が集まる法定協議会において、公明党から素案を超える特別区を重視するものと考えてもらいたいということがあったので、今回この考え方を提案いたしました。

資料の4ページを見ていただくというか、仮試算でいくと、大阪府のは三角がたくさんついてるような表にもなってます。ケース1とケース2がありますが、このケース1の方は、国の制度である地方交付税制度、留保財源を25%を見るということではない仕組み、全体を100%そのまま収入として見て留保財源を見ないという、極めて厳しい見方がケース1。国の制度に沿った本来の制度はケース2だから、僕は本来はケース2でいくべきなんじゃないかというのが基本的な考え方。ただ、これは、もともとこの粗い試算というのはケース、いわゆる100%で見るというのは、僕が市長時代に大阪市の財政をかなり厳しく見ていこうよというので、こういうケース1、大阪市の粗い試算はこういうふうにやってるわけですけど、本来、国の制度というのは25%の留保財源を見ますから、本来ケース2だろうと思ってます。

ケース2で見ても、これは収支として非常にぎりぎりというところの、ここだけ見るとそういう数字になってます。ただ、大阪府で財政運営していればわかるんですけど、実際、例えば毎年粗い収支で見込む金額、何百億という収支不足が出てます、26年だと800億の収支不足が出てるし、直近でいくと560億円ぐらいの収支不足があるというベースがある。これをベースにして、今回この法定協の資料はここに出てるわけですけど、じゃ実際運営していくとどうなるかという、例えば26年度の粗い試算で800の収支不足があったとしても、当初予算を組んだ段階で460億までそれが減りますし、実際、決算打つと、予決乖離も含めて考えると、結局、財調基金の取り崩しもゼロになってるという状況です。平成30年、直近においても560億円の収支不足が出てますけど、実際、予算組むと312億、予決乖離なんか見て最後の決算で打つと黒字になって財調基金の取崩しもなしというような状況です。大阪市も、実は予算組みをするとこういうふうになるんですけどね、粗い試算。粗い試算って、そういう意味で、かなり幅を持って見ないといけないというものだというふうに思ってます。

そういう中で、幅を持ちながらかなり厳しく見てますから、そういう意味で、今回のその各年の20億と17億というのは、大阪府の全体の予算を見ても、十分組み込める金額だというように思ってます。

それから、この分府の、市町村の住民サービスが減るんですか、みたいな話もありましたけども、そういうわけじゃないと思ってます。例えば、今回、人事委員会の勧告で大阪府の職員の給料は、全部じゃないけども、一部受け入れるという判断をしました。それににかかる費用は年間50億円です、今年だけで。これはずっとかかる。じゃ、その50億円の人

勸に沿ったからといって、大阪府下市町村のサービス減ってるかということ減ってないわけですから、それはトータルの予算編成の中で組んでいくことが、十分僕は可能な数字だと思ってます。

ただ、やっぱりこのシミュレーションを見ると、この金額が、ある意味、シミュレーション上は限界というか、適正、大阪府も成り立つという意味では、この金額が妥当な金額じゃないかなと思ってます。

さっき川嶋委員から根拠あるんですかと言われましたが、根拠は、そういう意味では、法定協議会の議論が、まさに僕は根拠だというふうに思ってます。根拠としては、素案が出したとおり、仕事と一緒に事務、事務と一緒に財源が移転すると、その例外措置を、この法定協議会の政治家同士の議論の場で、僕は府の財政も考えた上で、この金額、考え方が妥当じゃないかと、そういうふうに思ってます。

(今井会長)

肥後委員。

(肥後委員)

今、知事の説明受けましたので、府政運営にも、また今後、財政マネジメントの強化、しっかり図っていただきまして適確な運営をしっかりとお願いしたいと思います。

(今井会長)

山中委員。

(山中委員)

この財源配分の充実については、これまでもずっと申し上げてますけども、これまでの議論の中で、とにかく庁舎の建設はしないで合同の間借り庁舎でいくんだと、区議会議員の定数にしても、現行の83人、これは東京特別区だとか中核市なんかの大体3分の1ですけども、こういうこともあつという間に決めてしまって本当に特別区というものをないがしろにしながら、しかも今度の提案でも、基本的には調整財源を使うということになっているのに、府からあたかも財政支援がされるかのようなそういうご説明ですけれども、これで本当に市民に説明がつくのかということだというふうに思います。

やっぱり上乘せをしなければしんどいということを経験したことだけはわかりますけれども、じゃ20億円というのは、広域というレッテルを貼って持っていったものの、何を削って捻出するのか、どこから持ってくるのかわからないし、17億円については、そもそも市立高校の府への移管というのは大都市制度とは関係なく今進んでいるわけで、この17億円はもともと特別区というか大阪市にあるものであって、これが何でここに出てくるのか意味がわかりません。

それから第一、20億円を10年間、17億円は期限切らずにとおっしゃっても、素案に基づく運営コストの増をカバーできるものではありません。少なく見積もった職員の数でも330人増える、人件費が21億円増えるわけです。それから、システム運用経費もこれまで32億円増えるというふうにお伺いをしています。庁舎のほうはどうなるのかわかりません

けれども、53億円ランニングコストが増えるわけで、これでは全然足りない、住民サービスが低下することをやっぱり危惧せざるを得ないというふうに思います。これでは市民の理解を私は得られないというふうに思います。

あと、つけ足すと、先ほどのようにマネジメントで生み出すことができる20億円なのであれば、10年間に限るというのも何か本当におかしな話だと思いますし、この財源配分の充実というのも本当に市民には説明がつかない話だというふうに思います。

(今井会長)

ほか、ありますか。

原田委員。

(原田委員)

先ほど、ほかの市町村に影響がないと、適切なマネジメントの範囲で運営をしていくというような話もありましたけれども、これ、大阪府の一般会計から特別区の住民サービスを拡充するために20億円繰り出すということなんですけれども、その正当性があるのかなと、府民の理解が得られるのかなと思うところがございます。

実際、大阪府下の市町村、大阪市よりも人口減少であったり少子高齢化、進んでるところたくさんございますし、財政的にも厳しい自治体たくさんある中で住民サービスが安定的に維持できるのか不安に思われてる自治体もたくさんございます。そういった自治体がある中で、従来、この協定書の、事務の分担に応じた財源の配分で住民サービスは維持できるという説明をされてこられましたので、その上で拡充のために一般会計から20億円支出するというのは、そういう府下に財政的に厳しい自治体、住民サービスを安定的に提供できるのか不安に思われてる自治体がある中で、府民の理解が得られないんじゃないかなというふうにも思っております。

先ほど、大阪府財政への影響への仮試算のお話もありましたけれども、実際、ケース1では392億円の収支不足、通常の計算方法であるケース2でもぎりぎりとなんどの収支だということで、厳しいのは間違いありませんし、実際に大阪府の財政が本当に厳しい状況のまま、中で、本当に苦勞しながら財政運営をしていただいているところで、この20億円の負担というのはなかなか府民の理解が得られないと思っております。

仮に、現状のままでは特別区が住民サービスを維持できないということであれば、一定理解できるというか、府民の理解、得られる部分もあるのかなというふうに思うんですが、拡充というのであれば、ほかの自治体とのバランスを考えて、府民の理解、得られないんじゃないかなというふうに思うんですが、そのあたりはいかがですか。

(今井会長)

藤田委員。

(藤田委員)

維新の会の藤田です。

先ほどからちょっと議論聞いてまして、川嶋委員のほうからも資料たくさん出していた

だきまして、今の大阪市がいかに厳しい状況かという資料をご提示いただいたのかなというふうに思っております。

まさに、原田委員も今おっしゃったように、じゃ、大阪府、大阪市のままだったら財政安泰なのかという議論だと思うんですよ。我々は、やっぱり今の現状をしっかりと見据えた中で、この川嶋委員の資料にも書いてますけども、さらに今後社会保障費が増大していくというふうに、何か特別区のせいでコストが増えるように見えるんですけども、そうではなくて、これは今の大阪市、大阪府であってもやっぱり財政的には厳しくなっていくだろうという中で、やっぱりどういうシステムを目指していくのか、無駄のない税金の使い方を目指していくのかという議論を、まさに今ここでやってるわけなんですね。なので、一方で、大阪府、大阪市であればどうなっていくのかというシミュレーションもしっかり見ていただいております。特に大阪市は、前回、私、資料提示させていただきましたけども、このままでは財政的にはしんどいというのはわかってますので、それに対する反論とか、対案とセットでなければ、やっぱりこういう議論ってできないと思うんですね。

川嶋委員のほうからも、今後どれだけ、20億では足りないという議論もありましたけれども、じゃ幾らだったらいいんですかということを知ると、それは理事者を使えないので資料を出せないというふうにおっしゃるわけですね。ただ、一方でこの資料を見ると、職員の数に200億円以上増えるという試算も出されてるわけですね。だから、そういうところで矛盾してると思うんですよ。

なので、こういう議論を丁寧にやっていくのであれば、今の大阪府、大阪市のままだったらどうなっていくのかという議論とセットでやっていただきたいなというふうに思います。

以上です。

(今井会長)

紀田委員。

(紀田委員)

府民の理解については、大分前の法定協で、大阪都構想、特別区設置による効果として1兆円規模の効果が出てくるということが示されてるわけですね、すごく効果が出てくるわけなんです。その効果を実感していただければ、府民の理解は必ず得られると思うんです。

ちょっと気になったんですけども、川嶋委員は、20億円じゃ足りないのもっと上げないといけないという観点からお話されていて、原田委員は、いや、それはちょっと多過ぎるというふうにお話されてるように聞こえたんですけども、自民党さんとして、上げるのか下げるのか、数字はね、難しいと思うんですけど、せめて上か下かぐらいは会派のご意見を示していただきたいんです。

(今井会長)

原田委員。

(原田委員)

いつも、我々がこういう議論をさせていただくと、府と市で考え方が違うと、前回も言われたんですけども、それは当たり前だと私逆に思っておりまして、我々は広域自治体の議員として、大阪全体にメリットがあるのか、効果が波及するのかという議論をさせていただいております。

むしろ、大阪市会の皆さんは、基礎自治体の議員として、住民サービスが拡充されるのかどうか、そういうところに視点がいくのは当然前の議論だというふうに思っております。

その上で、ちょっといろいろ反論があるんですけども、我々は、現状のままいくと住民サービスが維持できないから、大阪府が20億円を支出するというのであれば正当性はあると考えるんですけども、現状のままでも維持できるんですけども、拡充するために大阪府が一般会計から20億円を支出するというのでは、府民の理解は得られないという立場であります。

もう一点、先ほど藤田委員が縷々おっしゃいましたけれども、例えばこの後、I Rの収入金の見込み、これ700億円、年出てくると。これ、別に特別区にしなくても、現状のままでも出てくる700億円の見込みです。2025年の万博もあつたり、現状の制度のままでも、いろいろ、こういう収入を得られる取組みを進めていくことはできるということです、何か、現状のままではどうなんだというのはまた違う議論だということです、追加して申し上げておきます。

(今井会長)

横山委員。

(横山委員)

はい。非常に残念なんですけども、30回ほど回を重ねてきまして、これ、別に仲よし学級会でもなくて、フリーディスカッションの場でもなくて、協議会規約3条に協定書を作成することというのがありまして、最終的には各会派で態度を持ち合って会派ごとの態度を表明していただいた上で賛否を決めるという、ずっとそれでやってきたわけですね。それで府と市の意見が違うのは当然というのは、これはちょっと委員の責務として今言うことではないというふうに思ってます。

最終的には、これずっと言うてきたんですけども、年内に一定の方向性取りまとめるという協議のもと、前回は申し上げました、そういうサイトを運営されてることの問題提起もしました。それでもこの議論におつき合いしてきました。きっと反対なんだろうなと思いつつもこの議論にもさんざんおつき合いしてきて、ここに来てまた新たな、これ丸々飲んだら要は制度設計そのものが変わるような、結局何を提案されてるのかわからないことをここで述べられても、これは円滑な議事進行とは到底言えません。これ、反論するところが多過ぎて、ちょっとお話にならないので。結局どうしたらいいのかをちゃんと提案していただかないと、この協議会の規約に沿ってないと思います。

(今井会長)

川嶋委員。

(川嶋委員)

私たち、最初からずっと言ってますよね。2枚目の資料にありますけれども、そもそも先ほど言いました、特別区設置によって府と市の財政が成り立つようにと言いますが、そもそも基準財政需要額が府市合算になった時点で財政的に厳しくなるんですよ。多分このご理解がないから意見がずっとすれ違ってるんだと思うんですね。ずっとこれが原因ですれ違ってるんですよ。だから、私たちの言ってることが多分ご理解いただけてないことも問題だと思ってます。やっぱり、我々としては、この辺をきちっと理解しないと、後々特別区の区民にとんでもないしわ寄せを与えてしまうわけですよ。そこをちゃんとわかって議論するべきだということ言ってます。

だから、このご指摘をさせてもらってますので、先ほど200億円の数字は出すのにと言うけど、これ、包括算定経費だけで補正係数が0.6から0.64になるって、その差だけで200億なので、それだったら、だから理事者の皆さん、普通はこれ算定するでしょうと僕いつも言ってるんですけど、理事者が算定しないんですよ、一切これ。そのことのほうが問題なんですよ。これで本当に財政成り立つかどうかですよ。偏在の話じゃないんですよ。偏在じゃなくて、それぞれの特別区が本当にきちっと、国が言ってる基準財政需要額がそもそも、そもそもそれ以下の国基準より下になる中で、財政調整財源が配分されるに当たって、本当に今以上のことができるんですかということ、我々はずっと言ってるわけですよ。

それと、さっき府と市の考えが違うどうのこうの言い合ったけど、本来は、二重行政の解消とか広域の一元化でメリットが生まれると言ったでしょう。さっき、嘉悦さんの私はあの中身というのは非常に問題があると思って、この場でもレポート出させてもらってますけれども、それが本当に事実だったらそれをしっかりと素案に書き込んで、そして素案の中でそれを、その二重行政の解消とかそういう財源をしっかりと使う絵を描けばそれでいいん違うんですか。今ある中で、財源をどっちへ持っていく、こっちへ持っていくから、当然ながら、それぞれの立場で違うの当たり前じゃないですか。

だからこそ、改めて言いますが、私たちは、しっかりと議論をするために、基準財政需要額を計算するために、国と比較できるように、東京都と比較できるように、しっかりとモデル区を作ってくださいということ、これをずっと提案してますので、改めてこの場でもう一度、じゃあ提案させてもらいます。

(今井会長)

藤田委員。

(藤田委員)

先ほどの横山委員じゃないですけど、その議論ももう既に終わってまして、東京都というのは23区があって、それぞれ規模も税収もばらばらなんで、一定、標準区というのを作って、その標準区との間で調整をしてると。

大阪の設計図を見ると、4つしか区がなくて、そもそも形と財政ができるだけばらばら

にならないように作っていると、なので相互調整ができると、それだけの話なんですけども、そこでまた標準区を作れというのは、まさに遅延行為だということを何回も言わせていただいでるんで、何回この議論をするのかということで、また横山委員と一緒になんですけど、もうこれは何か議事を妨げるようにしか聞こえないです。

(今井会長)

ほかないですか。

川嶋さん。

(川嶋委員)

だから、2枚目に書いてるように、明らかに府市合算というものによるデメリットがあるわけですよ。これは、確か前の、住民投票にかけた協定書のその前のときの議論のときに、橋下さんが確か国に言ってるはずですよ。そのときに国が、いや、府市合算方式ですよと言われてるわけですよ。

ほんで、もう一つは、第30次地方制度調査会の第20回専門小委員会でも、太田委員という東大の先生が、やっぱり、茨の道という言葉を使って、私がいつもそれ言うたら皆さん批判するけど、茨の道、それは何かというたら府市合算によるスケールデメリットで基準財政需要額が減りますよと、いいんですかと言われてるわけですよ。

だから、それによって最終的に、いろいろ言ってるはこの20億も含めて、今後の新庁舎建設コストも含めて、特別区設置コストも含めて、いろいろ含めて本当に成り立つのかどうか検証するにもできないから、何度もモデル区を作って、偏在の話してるんじゃないですよ、偏在じゃなくて、それぞれの特別区がしっかり成り立つのか、国と比較するため、東京都と比較するために出してくださいと言ってるわけです。

(今井会長)

松井委員。

(松井委員)

今、川嶋委員は、都構想になると、結局国からの交付税措置、この部分でマイナスが生じるという話だと思うんですけど、これは前回の2015年の法定協議会で取りまとめた協議書、それを国へ、総務省に持ち込んで、総務省協議、各省協議、全てやりました。その時点で国から、制度を変えることによって交付税が減らされるということはないという形の約束をとって、財政的には成り立つということで住民投票をやったわけです。前回も国協議をやっておりますから、川嶋委員の言われるのは当てはまらないと、こう思いますし、もう一つ、地方制度調査会、いろいろ言いますが、あれはあくまで調査会なんで、調査会としての意見をまとめるだけで、もっと言うならば、あの調査会で出てきた答えが、その答えによって国全体が動くんなら、もう道州制までいってるわけですよ。だから調査会は調査会としての一意見。だから、今ここで法定協議書を取りまとめるに当たっては、現実に即した財政制度で成り立てば、これは十分特別区もやっていけるということです。

これ、もう言いたくなかったんですけど、広域一元化によってのメリットが出て、その

財源で特別区に追加財政措置を吉村知事が考えてるんですけど、要は、先ほどから原田委員が府民の理解が得れるかということですけど、これ、理解得るのは政治家の話で、この理解を得るためにどう説明するかということです。広域一元化のメリットは、この8年でメリット出てきてるわけですよ。先ほどI Rや万博の話も出ました。今は広域一元化だからI Rの700億も見越せるようになったわけです。広域が二元化、それぞれ対立してたんでは、I Rの話なんてここまで来ないわけです。万博もできないわけです。それぞれならば。だから、広域の一元化は、今僕らが言うようにバーチャル大阪都の形で、今、広域一元化してるから、まさに大阪府も大阪市も人を呼び込む、これは結果ですよ、人はまさに呼び込めてきてるし、企業の数も出ていく数とのバランスも改善してきてると、これ事実ですからね、この8年。だから、この広域一元化の今の状態を我々は府民の皆さんに理解をしてもらおうと。これは政治家の役割なんで。これは我々は理解していただくと、今も一元化になることで新たな財源生み出してきてますから。だから、この議論をし出すとそもそも論に戻るから一々言う必要はないと思いますけども。要は、府民の理解は、今の一元化の中で、さまざまな各財政数字、財政の数字見ても理解されると思うし、それから、川嶋委員の言ってるのは、現実的には4年前の法定協議書、それに基づいて国と協議した結果、国からの答えはこのことによって交付税措置を減らすようなことにならないということですから、これは川嶋委員の指摘は当たらないと、こう思います。

(今井会長)

守島委員。

(守島委員)

松井委員が言うように、国との協議で府市合算が決まってる段階なんで、今さら府市合算じゃないと賛成できないと言ってるのと本当に同義なんですよ。それ以外の主張も、税制上の措置不足、これも大都市制度の問題ですし、還元率の問題も今のそもそもの配分の問題なんで、そもそも投げてるボールが高過ぎて、議論、どれも解消するのはこの場ではできないような話なんで、それをしないと賛成じゃないというのは、そもそも是々非々というところからちょっと逸脱してると思います。

(今井会長)

これで、川嶋委員、最後にしたいと思います。

(川嶋委員)

いや、見解の相違なのであれなんですけれども、言ってるのはね、まず松井市長が言ってるのは、府市合算方式については、国は分けてくれと言うたら府市合算でと言うたんです、府市合算って今の分は減らしませんよということですけども、4つに分けることによって、本来、一つ一つが、基準財政需要額を計算したら、大阪市1つのときよりも当然ながら上がるんですよ、合計したらね。でも、これはプラスしませんよ、ほかの全国の自治体に影響があるから、それについては大阪市について配慮はしません、だから今までのとおりです、だから減らしませんという話ですけど、本来、これ結構したら、先ほどの

2枚目の紙に書いてるように減るわけですよ。でも、減るけれども効果がある、何があるというんやったら効果もちゃんと入れながら、きちっと東京都みたいに一つ一つ、例えば地域自治区を区役所にするとかもありますけれども、そういうのも組み込んで検証ができるように、当然、この場合は、この議論でまとめ上げる協定書が本当に問題ないのかどうかを検証する場でもあると思うんですね。そのためにも、僕は、言ってるのは、その根拠になる検証するための資料を出してくれということはずっと言ってるわけですよ。今さら遅い遅いと言いますけど、正直これずっと言ってますよ。一番最初1回言うてるはずで、ほんまに。ほんで、大阪市でも大都市・税財でもずっと言ってますよ。一切出してくれないことが問題ですよ。

広域一元化については、いろいろ政策の問題であるというところもありますし、当然、本当に、特別区設置によって効果が生まれるんだったら、その効果額もきちっと特別区素案に入れるべきじゃないですか。嘉悦さんの1兆円だって、事務局、素案による書かへんでしょう。書けるんですか、素案の中に。毎年1,000億効果があって、その1,000億でこうしますと書けますか。あれだって、きちっとだから二重行政の解消とか広域一元化の効果というものが、やっぱりまだ明確になってないような中で、この特別区というものをつくったときに非常に特別区側にしわ寄せがある。当然、守島さんの言うとおりです、いろんな国の制度の問題もあるでしょう。でも、現実的にその結果、特別区の区民がとんでもないしわ寄せが、これが与えられることを危惧してるわけですから、当然、私たちとしては、ここの検証をするためにきちっと検証できる資料を出してくれ、これ言うの当たり前じゃないですか。

以上です。

(今井会長)

横山委員。

(横山委員)

大変ご高説いただいてるんですけども、このご提示いただいた資料の、行政コスト増大200億円とか、基準財政需要額でスケールデメリット分というのは、根拠をご提示いただいてないんでわからないですけど、恐らく、人口規模が280万から70万になることで、段階補正の部分で計算式が変わってくることによって基準財政需要額が下がるというご主張だと思います。それ、現行制度のもとに基づいて、段階補正だけ取り上げてる部分でございまして、ほかにも態容補正なり密度補正なり、さまざまな補正係数がありまして、政令市から特別区に移行することで基準財政需要額が上がる項目だってあるんですね。態容補正の中にあります。

一方的にスケールデメリットで基準財政需要額が下がる、入ってくるお金が減るとするのは、過度な不安でしかなくて、それを制度設計そもそもの根幹にかかわるような問題提起で、繰り返されることは、藤田委員、守島委員も言ってますけど、それを呑むと、呑むというか、建設的な提案になってないんですね、だからそれを再三申し上げていまして、最初からおっしゃってるのは存じ上げておりますが、おっしゃってる提案がそもそも当たっていないというのもこちらも反論させていただいておりますので、その点、ちゃんとご

理解いただいた上で、今の素案、この出てきた資料に基づいて、きっちりどういったものが自民党会派としていいのかというご提案をいただいて、それを協議するのならいいんですが、そうでないのであれば議事進行していただきたいと思います。

(今井会長)

この議論についてはちょっと引き取ります。

この協議会の目的、基本的論点というのは、この第30回目において、特別区制度導入の目的である広域行政の大阪府への一元化、それと基礎自治機能の充実をめざすための協議を行うというのは基本的な論点です。大阪府と特別区の双方がきちんと行政運営できて、広域行政と住民に身近なサービスの双方が維持向上できる制度案を作るという責務があるというふうに私も考えています。ここに基本的論点があると思っております。そういうことを踏まえて、この項目について協議内容を一定総括させていただきたいと思います。

いろいろご意見がございました。財源配分については素案の特別区と大阪府の事務分担に応じて財源を配分するという考えは基本としながらも、住民サービスをより安定的に提供できるよう、特別区に対して追加的な財源配分の措置を講じるという意見が、これは概ね支持されていたと思いますので、今後はその方向で取りまとめを考えていきたいと、このように思います。

次に、移ります。

I Rの収入金の配分について議論していただきたいと思います。

I R収入金の配分については、現在、大阪府と大阪市で均等配分という枠組みとされており、維新会派からも特別区設置後の取扱いについて、本協議会で議論しておくべきとのご意見があり協議いただくものです。

ただし、国による区域認定は、これはまだです。現段階では協定書への記載はできないと考えておりますが、協議会として特別区設置後の取扱いを議論しておくことも必要だというふうに考えております。

それでは、附属資料 I を作成しておりますので、簡単に説明をさせていただきます。

事務方、よろしく申し上げます。

小林部長。

(事務局：小林制度企画担当部長)

資料 2、論点ペーパー、附属資料 I、I R収入金の配分をご覧ください。

表紙のほうに本資料の留意事項を記載しております。I Rについては、現在大阪への立地実現に向けて取り組んでいるところとございまして、確定した事項ではないということをご留意願います。

表紙をおめぐりいただきまして 1 ページのほうですが、大阪府と大阪市における I R 収入金の見込みを記載しております。大阪 I R 基本構想案では年間 700 億円と想定されております。

まためぐっていただいて、2 ページのほうをご覧ください。

大阪府と大阪市の配分につきましては、I R 区域の整備に関する基本協定書が本年 2 月に締結されておまして、大阪府、大阪市で均等配分となっております。あわせて、大阪

府と大阪市が共同して取り組むこととしております I R 関連事業につきましては、表のとおり実施主体や費用負担者を定めております。例えば警察力強化は実施主体と費用負担ともに大阪府、夢洲まちづくり関連、インフラ整備及び維持管理や消防力強化につきましては、ともに大阪市となっておるところでございます。

3 ページは、特別区設置後の特別区と大阪府の配分でございます。

枠囲み内をご覧ください。

特別区設置後の I R 収入金の配分については、基本協定で定められた府市で均等配分の枠組みを基本といたしました。ただし、資料の下に表でお示ししておりますように、特別区設置に伴い、大阪市から大阪府に承継される I R 関連施策があるため、この経費相当額の調整を行うこととしております。

4 ページは、すみません、めくっていただいて 4 ページのほうでは、特別区間の配分を記載しております。

I R の誘致は大阪府との共同で大阪市として取り組んでいることから、I R 収入金は全ての特別区に公平に配分することを基本と考えております。このため特別区間の配分は人口割を基本として配分する仕組みを制度設計してまいります。

なお、特別区設置後に I R 関連の環境整備に係る特別の費用負担を考慮する必要が生じた場合には、その制度変更等は大阪府・特別区協議会のほうで協議することとしております。

以上でございます。

(今井会長)

この項目について何か意見があれば。

守島委員。

(守島委員)

維新の守島です。

I R 収入金の配分に関する維新の見解ですが、I R の誘致に関しては、これまで大阪府市がともに取り組んできたこと、また費用負担に関しても大阪府市折半で行ってきた経緯を踏まえれば、I R 収入金の配分は府市均等という基本的な枠組みに関しては賛成であり、かつ大阪府に承継される I R 関連の経費相当額を府にプラスアルファ、特別区にマイナスアルファするといった事務の移管に伴う所要の調整を行うことも、これも実態に見合った当然の措置だと思っております。

また、特別区間の配分については、これまで大阪市として取り組んできた経緯を踏まえ、均等な分配が好ましく、人口 1 人当たりの受益が公平になる人口割で配分するという基本的な考え方は理解できますし、また、特別区素案における財政調整の性格からしても人口割が妥当なんじゃないかなというふうに思っております。

しかし、特別区設置後、I R 関連の環境整備に係る費用が一部の特別区に生じるという可能性もあります。例えば実際に I R が所在する淀川区であったり、隣接自治体である中央区において、I R にひもづく独自の施策などが必要となるかもしれません。そのような状況を踏まえて、基本的には人口割の配分を行いつつも、大阪府・特別区協議会で実態に

応じた制度設計の変形等、協議ができることを前提として行政提案を了としたいと思いません。

以上です。

(今井会長)

ほかご意見ございませんか。

中村委員。

(中村委員)

公明の中村でございます。

このI Rの収入金の大阪府と特別区の配分につきましては、先ほどありました既に大阪府、大阪市で締結された基本協定の枠組みを踏襲することについては、特に異論はないと思われま。また、特別区間の配分につきましても、公平性の視点から人口割を基本とするということについて一定理解ができます。

ただこのI R開業後の基礎自治業務としてどういった事務が発生するかは現時点では不明であることから、特別区設置後に費用負担を考慮する必要がある場合には、今日の事務局の資料にもございますように、I R収入金の配分について大阪府・特別区協議会（仮称）で協議できるように、協議会の協議事項に確実に入れていただくということをお願いしておきます。

以上です。

(今井会長)

山中委員。

(山中委員)

私はこの問題、率直な感想ということになりますけれども、申し上げるまでもなく、日本共産党はこのI Rについては反対ですが、いずれにしても3つのうちの1つになって、誘致されるかどうかもわからない。あるいは仮に誘致されたとしても、こんなふうに入金が入るのかも何もわかっていない、まさにとらぬタヌキの皮算用ということで、今さら言うまでもなく、今まで1対1と言ってきたんだから何を殊更にこんなふうに出すのかなというのが率直な感想です。大真面目にこういうものを出して、あたかも特別区にお金が入るかなというそういう説明をするためだとすれば、これは本当にいかなものかというふうに私は申し上げたいというふうに思います。率直な感想です。

以上です。

(今井会長)

ほかございませんか。

西崎委員。

(西崎委員)

事務局にお伺いしたいんですけれども、この3ページのIR収入金の特別区、大阪府の配分で配分額のイメージを載せていただいております。基本配分額が350億、マイナス調整額アルファと、同じようにプラスアルファというこのアルファという数字なんですけれども、この調整額アルファとは一体どれぐらいのオーダー額を思われているのかなというふうに思っているんですが、いかがですか。

(今井会長)

芦原課長。

(事務局：芦原財政調整担当課長)

大阪市から大阪府に承継されることとなる消防力強化あるいは夢洲まちづくり関連インフラ整備、維持管理等の事務経費につきましては、現時点で具体的に見込まれていないというふうに承知をしております。消防力強化について参考までに数字をご紹介しますと、現在の大阪市における消防費には、市内25の消防署、消防本局の経費が全て含まれておりますけれども、これに要する税等の一般財源は公債費込みで約379億円でございます。

夢洲まちづくり関連のインフラ整備等につきましては、建設事業は起債で事業を行いまして、後年度償還していくということで単年度の負担は平準化をされます。例えばでございますけれども、100億円の起債で事業を行って30年で償還をしていくという場合、元利を合わせて平均5億円程度と見込まれます。

なお、公営企業会計で負担する事業につきましては、アルファには含まれませんで、一般会計の負担分のみが対象となるというふうに考えております。

以上でございます。

(今井会長)

西崎委員、よろしいか。

(西崎委員)

ばくっとした数字でもいいんですけれども、アルファ、どんなん、どういうイメージを描けばいいんですか。

(事務局：芦原財政調整担当課長)

今申し上げましたように、消防費で申し上げますと全体で380億円ぐらいということでございますので、25なりで割っていただければというような数字ですけれども、1署でこれぐらいという標準的な経費というのは算定をいたしかねます。

夢洲まちづくりにつきましても、一般会計で負担する分のみが対象となりますので、そのようにお考えいただければなと思います。

(今井会長)

西崎さん、よろしいか。はい。

ほか、ないですか。はい。

これでないようでしたら、この項目については終了いたします。

この項目について協議内容を総括しますと、基本協定で定められた府市で均等配分という枠組みを基本としながら、特別区設置後は大阪市が共同して取り組んできた I R 関連施設が大阪府に承継されることに鑑みて、この経費相当額を調整していく。また、特別区分は人口割での配分を基本として、特別区設置後に I R 関連の環境整備にかかわる特別の費用負担を考慮する必要がある場合は、その制度変更などは大阪府・特別区協議会で協議するという意見が支持されていたように思います。

なお、協定書の記載事項ではないため、基本的方向性を確認する中で、協定書記載以外の確認事項として盛り込んでいきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、万博会場建設費の取扱いに関する議論に入りたいと思っております。

万博会場建設費の地方負担分については、現在、大阪府、大阪市折半の枠組みで進んでいます。維新会派からは、特別区設置の後の取扱いについて本協議会で議論しておくべきとのご意見があり協議いただくものです。

それでは、その件に関して附属資料 J を作成していただいておりますので、簡単に説明をしていただきます。

事務局、よろしく申し上げます。

小林部長、どうぞ。

(事務局：小林制度企画担当部長)

資料、論点ペーパー、附属資料 J、万博会場建設費の取扱いの表紙をおめくりいただきたいと思っております。

万博会場建設費につきましては、これまでの資料で基本的な考え方として府市折半という枠組みを維持し、仮に基金などを活用すれば配分割合を変更せずに対応することが可能であるとお示ししてきたところがございます。

このことから、2 ページの制度案といたしましては、万博会場建設費は府市折半という枠組みを維持し、大阪市が負担することとなっている会場建設費のうち、特別区設置後に生じる額は特別区設置時に基金として大阪府に承継することとしております。

なお、米印のほうにありますように、承継する具体的な基金につきましては、知事と市長が協議して定めるということとしております。

以上でございます。

(今井会長)

ありがとうございました。

これに関して何かご意見ございますか。

守島委員。

(守島委員)

万博建設費の取扱いに関する維新の見解ですが、府市折半という枠組みを維持しつつ大阪府が負担することとなっている会場建設費の中で、特別区設置後に生じる分に関しては、特別区設置時に基金として大阪府に継承するという今回の行政案は合理的な内容なので

としたいと思います。

(今井会長)

肥後委員。

(肥後委員)

公明の肥後ですけれども、公明の見解を申し上げます。

これまで大阪府、大阪市が共同で進めてきた経緯を踏まえ、I R納付金と同様に府市折半の枠組みを維持するという考え方に基づく案でありますので、妥当だというふうに考えます。

以上です。

(今井会長)

北野委員。

(北野委員)

自民の北野でございます。

私のほうから質問をさせていただきたいと思っておりますけれども、I Rにつきましては、先ほど発言を控えさせていただきました。まだ区域認定もなされておられませんし、不確定要素が非常に多いということで。万博のほうは、2025年に開催が決定いたしております。失敗も許されません。

そんな中で昨年度末に、2月25日の日に、大都市税財政制度の特別委員会のほうで、当時の吉村市長のほうに私は質疑をいたしました。万博こそまさしく広域的な事業であると思っておりますけれども、この会場建設費ですね。これは府市が1対1の負担割合になっております。これが特別区移行後はどうなるのかという質問に対して当時の答弁が、市の負担分は大阪市があるうちに基金という形かどうかわからないけれども、何らかの形でとっておき府に渡すというふうな答弁でございました。

これは今も多分変わらないと思っておりますけれども、今回の資料によりますと、令和7年度をご覧ください。令和7年度です。2025年、移行時は39億円ということなんですけれども、この基金として別枠で市からあらかじめとっておくんでしょうか、どうなんでしょうか。事務局、お答えできますか。

(今井会長)

榎下部長。

(事務局：榎下制度企画担当部長)

今後、万博のための基金を新しい基金を作るのかあるいは既存の基金を活用するか、あるいはいつどの時点で基金を設けるかということについては、今後、大阪市の中で検討されるものだというふうに考えております。その中で検討された基金で積み上げられた基金

の残額、建設費、事業費相当の金額をもってその設置されている基金を大阪府に特別区設置時点で移管すると、承継するというような考え方でございます。

(今井会長)
北野委員。

(北野委員)

今言ったのは、令和7年と言ったら特別区に1月1日に移行した後ですね。その39億円すら捻出できないということであれば、非常に府の財政状況、非常に不安になるわけなんですけれども、また、もう一つ質問を加えたいと思いますけれども、この特別区に移行後、この会場建設費1,250億円が予定されていますけれども、これ、恐らくですけれども、オリンピック・パラリンピックの例を見ましても、恐らく上振れすると、増嵩するというふうな中で、そうなった場合、この大阪市がない状態で、これは大阪府が負担することになると思うんですけれども、これ、大丈夫でしょうか、お答えください。

(今井会長)
榎下部長。

(事務局：榎下制度企画担当部長)

特別区設置の時点はほぼ万博開催を目前に控えている時期でございますので、そのころには実際の会場建設も相当進捗していると思いますので、ほぼ事業費についても確定しているのではないかと思います。と思いますけれども、仮に事業費が膨らむような事態が生じた場合には、基本的には大阪府のほうで負担をすることになるだろうというふうに考えています。

以上です。

(今井会長)
もうないですか。
北野さん。

(北野委員)

すみません。国との約束はね、3分の1地方が持つということなので、国は府が出そうだが、市が出そうが、特別区が出そうが全然関係ないわけであって、その内訳は問題ではないわけなんです。ですけど、約束は果たさなければいけないわけなんです。上振れしようと、その増嵩した分はきちんと見ていかないといけないという中で、もしもこの大阪市がない場合は府が全額出したらいいねんと今おっしゃいましたけれども、先ほどの議論どおり、非常に財政が厳しいという中で、この万博の上振れ分の財政シミュレーションに織り込みがあるんでしょうか、ないんでしょうか、お答えください。

(今井会長)

手向局長。

(事務局：手向副首都推進局長)

先ほど榎下からお答えしたと重なる部分ございますが、ちょうどこのタイミングとしたら2025年1月というのは2024年度分の一部も残っている状況かと思います。2024年度分の一部と2025年度分の39億があるわけですが、この直前のタイミングというのは、大体万博建設費についての事業費のめどもついてきているところですので、基本、そんな1,250という数字がその中で収められるように万博サイドとして検討されていくことになるでしょうけれども、その建設事業費が増えるか増えないかという議論は、大阪市がある間に行われる話だろうというふうに思っております。

その上で、確かに2025年1月になれば特別区になって大阪市がなくなっておりますので、万が一その時点で何か数字を変更せざるを得ない状況があれば、それはその時点では広域自治体である大阪府で考えざるを得ないだろうということでございます。

(今井会長)

この項目、まだある。

(事務局：手向副首都推進局長)

財政シミュへの話については、そもそも額もわかりませんので反映しようもありませんし、それほどの影響があるものとは思っておりません。

(今井会長)

北野委員。

(北野委員)

財政シミュレーション、そもそも織り込んでいないこと自体が非常に問題だと思っております。この1,250億円の会場建設費はフィックスされたものですし、その他のさまざまなインフラの整備費なども当然のことながら財政シミュレーションのほうには反映してしかるべきだと思いますけれども、当座織り込まれていないということも問題だというふうに指摘しておきたいと思っております、上振れ分ね。

それで、この点は前も公明党さんが指摘されていると思いますが、もう一点だけ先ほどの守島委員のIRのときの質問じゃないですけども、立地している特別区、第1区に特別な経費負担が生じた場合の配慮ですね、これについては府が責任を持って対応してくれるのかどうかということは非常に心配なんです。この協議会の中には第1区選出の議員がたくさんいらっしゃいますので同様だというふうに、偶然ですけども、たくさんいらっしゃいますので皆さん心配ですよね。やはり非常に立地特別区というものが地元ということで、淀川ウォードというんですか、そういうふうな形になって財政負担が非常に重くのかかってきた場合に、サービスを削らないといけないということになるとしたら大変なことになりますので、これは府がしっかりと責任を持って対応してくれるかどうかについての言質をお願いしたいと思います。

(今井会長)
手向局長。

(事務局：手向副首都推進局長)

先ほどの北野先生の質問、ちょっと誤解していた部分があるんですけども、会場建設費の上振れ分を財シミュに積んでいるのかという質問と理解したので、そういうものは額も把握していないし、そもそも積みようがありませんので積んでいませんというお答えをしたところでございます。

本体の部分は、私ども今まで示してきた財シミュ上は、その確定前、万博が決定する前の数字でしたので、粗い試算にも入っていない状況でシミュレーションしていましたので、そこは入っていないのが事実です。そういう意味では、今、府市それぞれ約200億ずつという負担が生じているのは事実ですので、今示してきた財シミュにトータル、影響としてはその部分は出てくるというのは、先生おっしゃるとおりかと思えます。

ただ200億出てきても特別区の財政需要は既に財シミュで示しているとおおり、十分回るような水準のオーダーにはなっているというところでございます。

(今井会長)

それでは、この項目については引き取りたいと思います。

協議内容をまとめさせていただきますと、いろいろご意見ございました。大阪府、大阪市折半という枠組みを維持することとして、大阪市が負担することになっている会場建設費のうち、特別区設置後に生じる額については、特別区設置時に基金として大阪府に承継するという意見が概ね支持されていたと思います。今後はその方向での取りまとめを考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

次に、将来の庁舎整備にかかわる財政負担の調整に関して協議に入りたいと思えます。

各特別区の庁舎については、まず、特別区の設置に際しては、現在の大阪市本庁舎を活用することとし、新たな庁舎建設は行わないということで取りまとめていきたいと考えておりますが、公明会派から、将来庁舎整備をした場合、特別区間で不公平が生じないように調整する仕組みが必要ではないのかのご意見があり協議をいただくものです。

それでは、附属資料Kを作成してもらっておりますので、簡単に説明をさせていただきます。

事務方、よろしく申し上げます。

榎下部長。

(事務局：榎下制度企画担当部長)

資料4、論点ペーパー、附属資料K、将来の庁舎整備に係る財政負担の調整についてをご覧ください。

表紙をおめくりいただきますようお願いいたします。

本資料は、前回協議会におきまして、特別区設置までに庁舎整備を行った場合と特別区設置後に庁舎整備を決定した場合の不公平が生じないように、特別区間で調整する仕組みが

必要ではないかとのご意見があったことを受け、作成したものでございます。

特別区素案の財政調整制度の設計では、特別区に配分される特別区財政調整交付金の総額のうち、太い枠囲みで示しておりますように、6%を特別交付金で配分することといたしております。各特別区の特別な需要等に応じるとともに、特別区設置後の当面の間は、サービスの継続性や安定性に重点を置いて配分するものでございます。

2ページをご覧ください。

一般的な庁舎整備では、各団体の首長のマネジメントのもと検討され、議会でも慎重な審議を経て進められる性格であることから、個別団体への財政支援は通常行われません。しかしながら、今回の特別区の設置に伴う庁舎整備は、一度限りの特殊な事象でありまして、特別区間の財政負担の差も想定されることから、特別交付金による財政措置を行うことといたします。

このため、対応の方向性といたしまして、特別区設置の後、最初の庁舎整備に限り特別区が発行する起債の元利償還金の一部を特別交付金で財政措置をすることといたしております。

なお、この場合でも具体的な算定ルールの設定につきましては、大阪府・特別区協議会で決定・協議して定めるものというふうに考えております。

説明は以上です。

(今井会長)

ありがとうございました。

それでは、ご意見よろしく願いをいたします。

(藤田委員)

維新の会としての見解を述べさせていただきます。

私たちとしては、住民に直接かかわるサービス自体は、従来どおり24カ所の区役所で行われていく案となっております。また、本庁組織が一部特別区の区域外に存在するといっても、場所は現在の中之島庁舎でございまして現状と変わりがない。むしろ淀川区の例で言えば、淀川区役所と港区役所の距離よりもはるかに近いところにあるということになります。区域内にオールインワンの庁舎があるのが理想的だというふうに思われる方も多いかもわかりませんが、現在の大阪市役所でもATCとか、あべのルシアスとか、中央卸売市場の本場の中の庁舎とか、いろんなタコ足庁舎になっておりまして、オールインワンの本庁舎がなければ円滑な行政運営ができないとか、住民サービスの質が下がるといった主張は的外れであると考えております。

加えて言うならば、現在の中之島庁舎をいわばシェアオフィスとしてフルに活用するという、今までの行政にないスタイルを実行することで、コスト、つまりこれは住民の税負担になりますけれども、これを大幅に圧縮できるだけではなくて、特別区設置後のスムーズな業務の立上げやその後の特別区間の連携にも資するものであり、必ずしも4つの特別区がそれぞれに全ての部門がおさまる本庁舎を4つ所有しているのがあるべき状態だというものでもないだろうというのが我々の基本認識であります。

その上で、公明党会派から提案があったように、特別区移行後、仮に独自に庁舎建設を

望むということが出てくるのであれば、それはまたそのときの特別区の首長と議会の判断になろうというふうに考えております。その際に大きな財政出動を伴う区とそうではない区が存在するというのであれば、移行時にその財政調整についても一定の方向性を取りまとめておくというのは、住民の安心感という面からいっても理解できる場所であります。

よって、将来仮に庁舎建設コストが発生した場合、これはあくまで仮の場合ですけれども、この場合について特別交付金の配分基準に定める特段の財政需要、これに認定し、配分割合に反映させるという財政調整の考え方については了解するものであります。

以上です。

(今井会長)

山田委員。

(山田委員)

公明の山田でございます。

我が会派としても意見も述べさせていただきたいと思っております。

この間、特別区の庁舎整備につきましては、コスト面を含めて議論してきたところでございますけれども、現在の中之島本庁舎をフル活用する案について、コスト面、そして移行時の事務執行についてスムーズに行うことができるという点で、暫定的には了といたしました。

そこで、これまでの協議を取りまとめる際に、この方針を将来を縛るものではないという趣旨を盛り込んでいただくように念も押させていただきました。

今後、特別区が移行時を経て安定的に行政運営を進めていけば、自然な流れとしてそれぞれの庁舎を建設するという声も出てくることも十分考えられます。しかし、建設する段階になりまして、特別区間の負担の公平性を考慮しようとしても、ほかの公共施設に比べて規模も大きく、やはり特別区間の協議がネックになるという可能性もございます。このため、仮に現在の中之島本庁舎を活用する案を進めるのであれば、あわせて建設する場合における特別区間の調整の仕組みについて基本的な考えを整理しておくべきとの問題意識から、この協議項目を提案させていただきました。

そこで、今回、この資料が提出をされまして、この財政調整制度の特別交付金を通じて特別区間の負担を公平にする仕組みが提示されました。この表にありますこの特別交付金6%は、金額ベースでいうと225億円程度というふうに聞いています。一般的な起債の償還期間は30年程度になるというふうに考えますと、実際に庁舎を建設するとなれば、仮にこれまでに議論してきたPFI等の手法も取り入れたりすることも考えられます。そうすると、特別区間で数億円の差を生じる程度で各特別区間の負担割合については大きな影響は出ないというふうにも考えられます。一般的には、この個別団体への財政支援が行われないと、こういう庁舎整備に関してはということを見ると、今回の提案は一定納得できる仕組みになっているというふうに考えます。

次に、もう一点、会長に追加で提案、お願いしたい点があるんですけれども、先ほどの提案については庁舎を建設するというふうになった場合ですけれども、今の原案にありま

す、これまでの中之島本庁舎を暫定利用する場合の仕組みについてはまだ議論がされてお
りませんでした。

そこで、基本的にこの中之島本庁舎は大阪市所有の物件であるということを考えると、
暫定利用をするに当たってもある特別区だけに負担を求めるような不公平感が生じないよ
うにすべきであるというふうにも考えます。この中之島本庁舎を利用する場合の各特別区
間の負担偏在のないような仕組みについては、引き続き検討していただきたいという旨を
提案しておきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

(今井会長)

はい。わかりました。

ちょっと待って、山中委員。

(山中委員)

そうしましたら、日本共産党の山中です。

庁舎整備にかかわる問題についても日本共産党の考えを申し上げておきます。

これは結局庁舎は建設しないと、間借りの合同庁舎を前提にした提案で、もう、とても
ではないけれども、そんな地方自治体、基礎自治体はないと。独立した地方自治体とは言
えず、業務遂行、災害時の対応、住民の利便性、あらゆる点から認められません。この案
であれば、どの時期にどの程度の庁舎を作ろうとするのかと、そういうことをその特別区
が主体的に決めることもできない、特別区同士がもめる可能性も非常に大きいというふう
に思います。作らないというふうに決めてみたり、将来は作ると言ってみたり、とにかく
コストをかけるようなことは先送りして、特別区同士がもめればいいみたいなそういう感
じで庁舎を持たないスタートといい、もうそのやり方自体がやっぱり特別区なんてどう
もいいということがますます明らかであって、とんでもない話でとても承認できないとい
うふうに申し上げておきます。

(今井会長)

北野委員。

(北野委員)

資料の提示と、それから、提示をお願いいたします。

この庁舎整備に係る財政負担の調整についてですけれども、この中之島庁舎のフル活用
案には根本的な欠陥があるということなんですね。

この第1区をご覧いただきたいと思います。先ほど来、話題になっている第1区なん
ですけれども、こちらのほうの本庁には80人、区内の別の建物には150人、そして中之島庁
舎には900人、この900人というのが第1区からシェアオフィスと言われる中之島庁舎に行
くわけでございます。これは出典を申し上げておきますと、令和元年の11月26日の読売新
聞の夕刊記事より作成したものでございます。

片や同じようにシェアオフィスに入られる第4区でございますけれども、こちらのほう

は本庁には150人、そして区内の別の建物には440人、そして中之島の本庁舎のほうには610人という、これは全体の第4区の職員の約5割が行かれるわけでございます。

ちょっととんでもない数字がいろいろ出てきまして、そして、じゃ、肝心の北区、第2区と言われているところを見ますと、肝心の北区の方々が本庁には730人しかいないということございまして、区内には590人、この730人以外に間借り組という、私たちが行くわけですけれども、1区と4区の方々が1,510人もこのシェアオフィスなる中之島庁舎に居候するというふうな非常にいびつな構造になってしまうというのが事実でございまして、3区は申しわけないけれども、飛ばさせていただきますけれども、この2つの自治体の職員が倍以上の方がそこで働くことになるという異常な状態でありまして、これは前回問題になりました非常に全国にも例がないということで、離島を除きます別の自治体で本庁があるというふうなところはほかにありません。

松井市長は、市長が1人で災害対策をするのではなくて、中之島庁舎で一緒に連携してやればよりよいことができるじゃないかというふうに当協議会でおっしゃいました。しかしながら、この特別区設置後は4つの災害対策本部が置かれるにすぎず、現在の24区行政区に置かれている災害対策本部体制のほうがよっぽどきめ細やかな対応が身近でできているのではないのでしょうか。

職員がこの区内、つまり地元で、現場にいないのに被災状況の把握とかあるいは避難所開設など、待ったなしの災害対応というのが本当にできるのかどうかということが大変心配するわけなんです。それは次の資料でお願いします。

すみません。もう一枚の資料の提示をお願いします。

(今井会長)

まだあるんですか。

(北野委員)

あります。

(今井会長)

どうぞどうぞ。

(北野委員)

それで、結局その特別区の地域自治区事務所は区役所と言えるのかどうかということなんです。今申し上げましたこの災害対策本部、現在のところ24区体制でやっているわけでございますけれども、これがもしも特別区の本庁舎ということで4カ所になりますと、このような体制になってしまいます。このような状態で災害対策本部は一体どうなるのかということが非常に危惧されているわけでございます。

市長の主張とはちょっと違っておりますけれども、きめ細やかな対応ができないかということで、要はどこでどのような機能を持たせることができるのかということが、府の組織体制が先般発表されましたけれども、こちらのほうは一体、特別区のほうの地域自治区事務所と、それから本庁と言われているところと、それからシェアリン

グオフィスのほうでどこでどのような仕事をなさるのかということが明確にはなっていないということも、これまた問題だというふうに申し上げておきたいと思います。

それからもう一点、会長よろしいですか。

(今井会長)

はい、どうぞ。

(北野委員)

この中之島庁舎なんですけれども、これが暫定化あるいは恒久化という問題も、これは本当に問題だと考えておりまして、それを新しく作るというふうに判断するときには財源保障が全くないわけなんです。ですから、要はこれはコストがかかるよというふうなことをただ単にコスト削減したのではなくて、コストを先送りしただけのことではないんですか。そのことが私にはそう思えてなりません。削減ではないということをお願いして、そして庁舎の整備にはやはりコストがかかるという前提で物事を考えて、中之島のシェアリングオフィスだって、いずれ20年、30年後には使えなくなるわけでございますので、やはり逆にそれを顕在化させてきっちりとして市民に庁舎整備費用というものを知らせるべき、そしてそれで判断するべきだというふうに申し上げておきたいと思います。

以上です。

(今井会長)

ほか。

横山委員。

(横山委員)

まず冒頭、きょうの議題は、この庁舎整備にかかわる財政負担の調整でありまして、庁舎整備の問題そもそもに関しては、もう以前決着を見ていまして、4つの首長のもと危機管理体制が充実して、さらに大阪府知事が一元化した防災対策のもと、より一層の防災危機管理対応を行うという議論をしまして、それはもうこの協議会の中で決着を見たものでございますので、多分これに絡めてまた議論されたんだと思うんですが、きょうの議論はあくまで庁舎整備に係る財政負担の調整であるということは、まず議事運営の進行上申し上げます。

加えて、公明さんの提案がちょっと確認なんです、山田委員の2つ目の提案は、不足している面積を今賃借しているという、そういう場合における各特別区の負担を調整する仕組みの検討というふうにご発言の中でありまして、これは一定私も、そういう理解でよろしかったですか——は理解できる場所です、これはしっかり明確化するためにも、この資料、きょう配られた5ですかね、会長のペーパーの方もありますし、文言として記載していくということはいいいので。

(今井会長)

山田委員。

(山田委員)

今回の協議している資料で出てきた、いわゆる建設するときの配分の仕組みも作っていたものだものですので、中之島本庁舎を使うときの不公平がないような仕組みも検討いただいて、明記していただければありがたいなと思っていますので、よろしくお願いします。

(今井会長)

横山委員。

(横山委員)

コストは偏在の是正、そういう検討の必要性ということで、これは会長のほうで引き取っていただいて、ぜひ資料のほうに反映していただけたらというふうには思っております。よろしくお願いします。

(今井会長)

ほか、別にないですか。

藤田委員。

(藤田委員)

すみません。ちょっとあわせて資料についてなんですけれども、読売新聞夕刊より作成ということで作っていただいている資料でございます。

まずもって、我々が政治家が行政と議論した中身を取材して新聞が書くということで、新聞をネタにこういう資料を作るからこういう間違いが起こるのかなと思うんですけれども、この中で、例えば仮に第1区ですけれども、本庁80人、別の建物が150人で、残り900人が全部中之島ということで、1区内には230人しか職員がいらないじゃないかのように見えるんですが、実際には地域自治区の区役所の中に、此花区でしたら103人、港区でしたら123人、西淀川区に125人、東淀川区に222人と、これ行政資料でちゃんと職員数が出ておりますので、こういったところもミスリードのないようによろしくお願いいたしますと思います。

(今井会長)

川嶋委員。

(川嶋委員)

今の部分は、1つ目のところの下に地域自治事務所の人員を省くと書いている、2枚目で説明したときには、地域自治区の人数についてはこういうふうに書かせていただいております。地域自治区についても当然きちっと記載をさせていただきますので、もう一つは、あの新聞記事を張ったらよかったかなと思ながらも、著作権の問題もあると思って全部作り直しているところもあります。ですので、地域自治区については当然私たちもわかってこの辺書かせていただいておりますので、誤解のないようお願いをいたし

ます。

(今井会長)

ほかないようでしたら、この項目について引き取ります。

この項目について協議内容を総括させていただきます。

いろいろご意見ございました。特別区設置後の最初の整備に限り、その一部について特別交付金で措置することとして、具体的な算定ルールについては大阪府・特別区設置協議会で協議して定めるとの意見が概ね支持されていたと思います。今後はその方向で取りまとめを考えていきたいと思います。

なお、特別区の庁舎整備に関する事項は、協定書への記載事項ではないため、基本的方向性を確認する中で、協定書記載以外の確認事項として盛り込むこととしており、本件も同様の扱いとしたいと思います。

また、先ほど公明会派からの追加提案という形でありましたが、維新からも支持ということで概ね支持ということになったと思いますが、この不足する面積を賃借する場合の各特別区の負担を調整する仕組みを検討する旨について、基本的方向性の中の協定書記載以外の確認事項として、追加で盛り込んでいきたいというふうに思っております。

それでは、これで本日予定していた委員間協議の項目は終了となりますが、何かほかご意見ございますか。

川嶋委員。

(川嶋委員)

自民党の川嶋です。

最後に申し上げておきたいんですけども、特別区の財政は非常に脆弱で市民サービスを維持できないということで指摘はさせてもらっているんです。その都度、基準財政需要額云々も言わせてもらっていますけれども、もう一つ、財政シミュレーション、これについてもこれを踏まえれば大丈夫大丈夫ということやったんですけども、この財政シミュレーションね、やっぱりこれはきっちり時点修正しておくべきじゃないかなと思っています。

特に地下鉄民営化の効果額、これは本来積むべきではない効果額も今入っております。もう民営化終わっています。また、特別区が要する行政コスト、私たちが指摘していますけれども、これは見解いろいろありますけれども、この分についても思っております。万博、I R、大学の森之宮キャンパス整備等々、新たな財政需要、これも反映されていませんので、将来の特別区の財政を何ら保障するものではないということをお知らせしたいと思います。

よって、このような問題点を含んでおりますので、財政シミュレーション、これをしっかりと作り直すべきであるということをお知らせさせていただきたいと思っております。

あと、特別区の移行準備期間中に検討するとか、大阪府・特別区協議会で協議することも非常に丸投げのところもありますので、これも非常に課題があると思っております。

よって、現在の素案、我々としては一から見直されるべきと考えていますけれども、少なくとも何度も言います、財政シミュレーションについては、来年2月に公表されます大

阪市の粗い試算、これをベースに修正するように要請をします。

あわせて、何度も言いますが、基準財政需要額を計算するためのモデル区の設定による検証ができるようにもお願いをしたいと思います。

そしてあわせて、すみません、資料最後に、どうしても気になる点、最初に渡したけれども、これは終わったよということになるかも知れませんが、水道と消防については、やっぱり自治というか、自己の決定権というか、その辺の課題があるのでつけさせてもらっています。特に説明するとまたテーマじゃないと言われるので、非常にそこも危惧しているということを申し上げておきたいと思います。

以上です。

要望させてもらいますので、ぜひ財政シミュレーションを作り直してください。

(今井会長)

一応承っておきますが、特にほかご意見ありますか。ないですか。

次回の協議会の協議内容について、この後の代表者会議でお諮りもしたいと思います。私自身の考え方をあらかじめ委員の皆様方に説明させていただきます。

私たちは、6月の協議会の再開以降、各党派から特別区素案に対する修正意見をいただきました。さらには、随時、きょうも含めてですが、追加意見に沿った協議も加えながら委員間協議を精力的に重ねてきました。基本的な方向性が私はまとまったものと考えています。

つきましては、冒頭申し上げましたとおり、次回の協議会では資料5、特別区設置協定書案の作成に向けた基本的方向性を確認して起立採決していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

この基本的方向性については、今後、協定書案の作成を始めるに当たり、これまでの委員間協議での議論を踏まえて、協定書記載項目の方向性を確認するため、私のほうで整理したものでございます。協定書に記載すべき事項のほか、委員間協議の中で附帯意見的に確認された事項も実は盛り込んでおります。

なお、次回、採決を行いましても、協議が全て終結するものではなく、年明け以降の協議会では、協定書案に対する協議を始め、例えば既にご提案のありました特別区設置までの工程表などもお示しをしながら、次のステージに移って協議をさらに重ねていきたいと考えています。引き続き協議をお願いしたいと思います。

それでは、本日の協議会を終了いたします。

この後、第3委員会室において代表者会議を開催いたします。よろしく願いいたします。